

公益通報規程

(平成 19年11月29日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人女子美術大学（以下、「本学」という）の関係者からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定めることにより、本学における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 「公益通報」とは、教職員等や学生等又は本学の取引業者の労働者が、本学の教職員等について法令違反行為が生じた生じようとしている旨を、不正の目的でなく、本学の指定する受付窓口に通報することをいう。

2 「通報等」とは、公益通報又はそれに準ずる相談をいう。

3 「通報者等」とは、公益通報又はそれに準ずる相談を行う者をいう。

4 「教職員等」とは、本学に就労する役員、教職員（任期付教職員、非常勤教職員を含む）およびその退職者をいう。

5 「学生等」とは、本学に在学する学生、生徒、科目等履修生、聴講生および研究生をいう。

(窓口)

第3条 通報等の受付窓口は、総務グループとする。ただし、学生等にあつては、学生相談室を通じて総務グループに通報等をするものとする。

2 誤って通報等を受けた者は、総務グループ又は学生相談室が受付窓口である旨教示しなければならない。

(通報等を受けた者の責務)

第4条 通報等を受けた者は、この規程の目的に沿って誠実に対応しなければならない。

(通報の方法及び通報者等)

第5条 通報者等は次の各号に掲げる者とし、その利用方法は電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

- 一 教職員等
- 二 学生等
- 三 本学に勤務する派遣労働者
- 四 本学の取引業者の労働者

(調査)

第6条 通報等に関する公益通報に該当するか否かの判断および事実関係の調査は、総務グループが行う。ただし、理事長、常務理事、事務本部長および総務グループに関する事案ならびに特別の事情を有する事案については、調査委員会を設置し、上記職務を遂行する。

2 調査委員会の長（以下、調査委員長という）および委員は、理事長が指名する。ただし理事長に関する事案については、寄附行為第17条に基づきその職務を代理、代行する者が、調査委員長および委員を指名するものとする。

(利害関係者の排除)

第7条 理事長等（理事長に関する事案の場合には、寄附行為第17条に基づきその職務を代理、代行する者、以下同じ）は、被通報者（不正を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう、以下同じ）を含む利害関係人を当該事案の処理に関与させてはならない。

(協力義務)

第8条 教職員等は、通報等に関する事実関係の調査に際して、総務グループもしくは調査委員会から協力を求められた場合は、協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 総務グループ長もしくは調査委員長は、調査の結果に関し、速やかに理事長等へ報告するものとする。

2 理事長等は、前項の報告により不正が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(不正行為者の処分)

第10条 理事長等は、前条第1項の報告により不正が明らかになった場合は、当該不正行為に関与した教職員等に対し、就業規則等に基づき必要な処分を行うことができる。

(不正目的通報の禁止)

第11条 通報者等は、虚偽や他人の誹謗中傷、その他不正の目的の通報等を行ってはならない。

2 理事長等は、不正目的の通報等を行った者に対し、就業規則等に基づき必要な処分を行うことができる。

(通報者等の保護)

第12条 理事、教員役職者、研究室主任および職員管理職は、通報者等が通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないように必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。

2 前項に反する行為を行った場合、就業規則等に基づき相当の処分を受けることがある。

(守秘義務)

第13条 教職員等は、通報等の内容及び調査結果で得られた個人情報について守秘義務を負うものとし、その保護に努めるとともに、正当な理由なくして開示してはならない。

2 前項に反する行為を行った場合、就業規則等に基づき相当の処分を受けることがある。

(通知及び公表)

第14条 理事長等は、通報者等に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシー及び名誉に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

2 理事長等は、通報事実及び是正措置等に関し必要と認められる場合は、適宜公表するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めのある場合のほか、本学における公益通報に関する取扱いについては、公益通報者保護法の定めによるものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成19年11月29日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。